

議案第 80 号

前橋市農漁業災害対策特別措置条例の改正について

平成 28 年 6 月 14 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市農漁業災害対策特別措置条例の一部を改正する条例

前橋市農漁業災害対策特別措置条例（昭和 42 年前橋市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 2 第 1 項中「群馬県農業信用基金協会」の次に「（昭和 37 年 2 月 12 日に群馬県農業信用基金協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）」を加える。

第 13 条第 2 項中「農業生産法人」を「農地所有適格法人（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 3 項に規定する農地所有適格法人をいう。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。